

広島県告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和六年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市上二河町八〇、莊山田村字東二河平一一六四一の二、一一六四二の二、一一六四七の四、一一六四八の三・一一六四九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一六四九の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）